



JR東日本による不法行為・不当労働行為にSTOPを

TOKYO
MAIL NEWS



輸送サービス労組
東京地本



No. 315 / 2023.5.16

JR東日本が繰り返す
不法行為・不当労働行為は
断じて認められない！

救済申立 第2回調査期日行われる！

5月16日、東京都庁において不当労働行為救済申立の「第2回調査期日」が行われました。昨年11月25日に申立書が受理された以降、会社側はこの申立書に対して「求釈明」を7点求めてきました。

※求釈明とは、私たちの申立書に対して会社側が質問をすることです。

会社からの求釈明

- ①請求する救済内容について
- ②分会の掲示板設置について
- ③支部事務所の便宜供与について
- ④議事録確認について
- ⑤異動差別の判断について
- ⑥指導担当に対する差別人事、過小評価について
- ⑦不当労働行為に関して

救済申立の流れ

- ①救済申立受理
2022年11月25日
↓
- ②調査(争点や証拠書類の整理)
第1回 2023年3月8日
第2回 2023年5月16日
第3回 2023年7月26日(予定)

調査が終わり次第、
・審問(証人尋問など)
・合議(不当労働行為かの判定)
・命令書の交付と、続く予定です。

地本は、関係機関と共に議論を行ない事実関係を把握し、求釈明に対する回答をしました。

次回は私たちの回答に対する会社側からの見解が示される予定です。

次回は7月26日(水)3回目の調査期日です。

「あったことはなかったことにできない！」

健全なJR東日本・グループ会社をつくり出すために、全組合員でたたかおう！

【東京地本】不当労働行為救済申立て 第2回調査
安全で安心して働けるJR東日本を
すべての仲間と実現しよう